

海外学会発表支援制度規約

第1条 目的

第2条 名称

第3条 対象

第4条 募集

第5条 選考方法と基準

第6条 支援内容

第7条 その他

第8条 改 廃

第1条 目的

心エコー図に関する日本の若手研究者・技師による国際的な学術発信を促進し、将来の学術的发展に寄与することを目的とする。これにより、海外学会での発表にかかる費用の一部を支援する。なお、本支援は研究費の助成を目的とするものではなく、国際学会での発表・参加を奨励するための支援である。

第2条 名称

本支援の名称は「海外学会発表支援制度」(Japanese Society of Echocardiography International Conference Presentation Support Program)とする。

第3条 対象

対象学会：米国心エコー図学会（ASE）、欧州心血管イメージング学会（EACVI）

応募資格：以下の事項のすべてに該当すること。

- 1) 過去3年以内に日本心エコー図学会学術集会（JSE）において、筆頭演者として発表（一般演題、シンポジウム等）していること。
- 2) 応募時点で40歳未満であること（医師・技師ともに対象）。
- 3) 対象学会発表時に日本心エコー図学会の会員歴が2年以上であること。
- 4) 応募時に年会費を完納していること。
- 5) 対象学会において、心エコー図に関する演題が採択され、かつ筆頭演者であること。
- 6) 発表学会が同一の場合、同一施設（グループ）からの応募は1名とする。

第4条 募集

募集期間は、各対象学会における演題採択後から、当該学会終了後おおむね2週間程度までとする。

ASEについては、原則6月末締め、EACVIについては、原則12月末締めとする。ただし、対象学会の開催時期により、締切日を変更する場合がある。

応募者は、学会ホームページに掲載される応募要項に従い、定められた期日までに必要書類を提出すること。

なお、支給は対象学会での発表終了後に行う。

第5条 選考方法と基準

応募者の中から顕彰委員会において審査を行い、支援対象者を決定する。支援対象者は、ASEおよびEACVIそれぞれにつき年間10名を上限とする。応募者が各学会での上限を超える場合は、顕彰委員会および理事会にて選考を行い、支援対象者を決定する。

なお、選考は公正に行われ、その結果については異議を受け付けないものとする。

第6条 支援内容

本支援の内容は以下の通りとする。

- 1) 1名につき20万円を支援する。
- 2) 支援対象費用は、渡航費、宿泊費、レジストレーション費用など、海外学会参加に関わる費用全般とする。

※オンライン発表の場合は、レジストレーション費用のみを支援対象とする。

- 3) 所属施設から旅費等の補助を受けている場合でも応募は可能とする。
但し、所属の規定等に抵触しないことについては、申請者の責任において確認すること。
- 4) 支援金の支給は、学会発表終了後、報告書の提出と現地で発表を行ったことが確認できる写真をもって行うものとする。

第7条 その他

支援対象者は、発表後に報告書を提出すること。報告内容は、JSE-Newsおよび学会ホームページに順次掲載される。また、指名された場合は、学術集会にて成果の報告を行うこと。

第8条 改廃

本規約の改廃は、顕彰委員会の稟議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

本規約は施行日より適用する。